

被告「準備書面 1」

平成23年5月30日

被告は、本書面において、平成23年3月14日付け原告第1準備書面（以下単に「原告第1準備書面」という。）に対して反論する。なお、本書面において用いる用語は、従前のおりとする。

第1 原告第1準備書面第1「答弁書に対する反論」に対する反論

原告第1準備書面第1「答弁書に対する反論」の内容については、全て否認しないし争うが、以下、必要と考えられる点についてのみ反論する。

1 被告は遺骨混入の疑いがあることを摘示したものである

本件番組の摘示事実について、原告は、被告が「本件番組で、原告が、フィリピンにおいて行う遺骨収集事業において、日本人兵士として送還される遺骨の中に、大量にフィリピン人の遺骨が含まれているという疑いは、事実だった！とセンセーショナルに報道した。」と主張している（2頁）。

テレビ放送の報道番組によって摘示された事実がどのようなものであるかについては、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断するのが相当である（最高裁平成15年10月16日第一小法廷判決・民集57巻9号1075頁）。

この点、本件番組のタイトルは「“疑惑の遺骨”を追え」であって、これは番組内容が疑惑を提示することを示している。また、番組冒頭で「この中に、フィリピン人の遺骨が大量に含まれているという疑惑が持ち上がっている」とナレーションして、これから始まる本件番組はフィリピン人遺骨混入の疑いがあることを示す内容であることを明らかにしている（乙1・1頁）。

よって、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準とすれば、本件番組は、

遺骨が混入していると断定したものでなく、その疑いがあることを摘示したものであると判断される。

これに対し、原告は、被告職員で本件番組のキャスターである鎌田の「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑。もはやそれは疑いようのない事実である」と述べている箇所をもって、本件番組全体が遺骨の混入を断定したかのように述べるが、上記は鎌田がこれから原告事務局長の倉田氏にインタビューするにあたり、キャスターとしていかなる所見をもって臨み、倉田氏に迫っていくかという動機や心情を吐露したものである。この語りの後に倉田氏へのインタビューが続くという本件番組の文脈、この語り原告事務所に入っていき鎌田の映像にかぶせられていること、及び、この語りには「私には」という一人称が用いられていることから、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準とすれば、鎌田のインタビュー前の独白であると判断されるものであり、原告の主張は誤りである。

2 被告が本件番組内で報道した事実は真実性を有する

原告は、本件番組で摘示した事実が真実性を有しない理由について縷々主張するが（原告第1準備書面2頁以下）、被告が本件番組内で摘示した事実が真実性を有することは明らかであり、原告の主張には全く理由がない。

すなわち、後記第3の1で詳述するとおり、（1）倉田氏自身がフィリピン人の骨が混入することを容認する発言をしていること、（2）原告が遺骨判別の根拠とする宣誓供述書がずさんに作成されていること、（3）原告が収集した遺骨が日本人の骨かどうかという点に関する専門家による鑑定が全く行われていないこと、（4）原告が遺骨収集に関与するようになった平成21年以降、遺骨収集数が激増するとともに、日本政府が記録上把握している戦没者数と相違する事態が生じていること、（5）フィリピン人が、日本人の遺骨と偽って、盗ん

だフィリピン人の骨を原告に提供したことを強く窺わせる事例が、フィリピン国内で多数発生していること、さらには（６）骨の鑑定の専門家が日本兵以外の骨の混入の可能性を指摘していることからすると、原告がフィリピンで収集した遺骨の中に、フィリピン人の骨が混入している可能性は極めて高い。

このように、被告が本件番組内で報道した、「原告がフィリピンで収集した日本兵の遺骨の中に、フィリピン人の骨が含まれている疑いがある。」という事実は、真実性を有するとともに、目的の公益性、事実の公共性の要件を満たすことは答弁書のとおりであるから、違法性阻却事由に該当する。

仮に、本件番組で摘示した事実が「原告がフィリピンで収集した日本兵の遺骨の中に、フィリピン人の骨が含まれている」という事実であったとしても、上記（１）～（６）の事実からすれば、真実性または真実相当性が、優に認められるものである。

第２ 原告第１準備書面第３「放送法第４条に基づく請求権について」に対する反論

原告は、本件番組が純粋に私的な利害に関するものではなく、遺骨収集事業の社会全体に対する影響が非常に大きいこと等を根拠として、放送法４条に基づく訂正放送が認められるべきであると主張しているようである。

しかしながら、答弁書第３の３で述べたとおり、最高裁平成１６年１１月２５日第一小法廷判決（以下「最高裁判決」という。）は、放送法４条１項は、真実でない事項の放送がされた場合において、放送内容の真実性の保障及び他からの干渉を排除することによる表現の自由の確保の観点から、放送事業者に対して自律的に訂正放送を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないと判示している。

このように、最高裁判決は、放送法の全体的な枠組みと趣旨を踏まえて放送法4条1項の解釈を行っており、同条項の法的性質を判断するうえで、放送内容や放送が社会全体に与える影響等を要件としていないから、本件番組の内容や社会的影響は、放送法4条1項の法的性質に関する最高裁判決の結論に何らの影響を及ぼすものではない。

よって、上記主張は原告独自の見解にすぎず失当である。

第3 原告第1準備書面第4「原告の主張」に対する反論

原告は、5頁以下において、別紙表「01導入／タイトル」ないし「09原告インタビュー及び厚生労働省での鎌田発言」の名誉毀損事実を挙げて、上記事実による原告の社会的評価の低下及び上記事実が真実でないことを述べる。

しかし、原告が真実でないと主張する理由の中には、「公平・中立性を欠く」「放送内容が被取材者の意図と全く違うものになっている」「誇大表現である」等という、真実性とは関係のない、被告の番組編集に対する評価の問題に過ぎないものが多く含まれている。

したがって、以下では、「1」において、被告が本件番組において摘示した事実が真実であること及びその根拠について述べたうえで、「2」において、原告が主張する名誉毀損事実に対する反論を述べることにする。

1 被告が本件番組において報道した事実は真実である

以下、被告が本件番組で摘示した「原告がフィリピンで収集した日本人兵士の遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入している疑い」のあることが真実であることの根拠を述べる。

(1) 倉田氏自身が、フィリピン人の骨が混入することを容認する発言をしている

倉田氏は、複数のインタビュー取材に対して、原告がフィリピンで収集した日本兵の遺骨の中にフィリピン人の骨が混入することを容認する趣旨の発言をしている。

原告事務局長の地位にある倉田氏自身がフィリピン人の骨の混入を容認しているという事実から、原告が収集した日本兵の遺骨の中にフィリピン人の骨が混入していることが強く疑われる。

ア 本件番組インタビューにおける発言

(ア) 倉田氏は、本件番組のインタビューにおいて、鎌田の質問に対して次のように答えている（乙1・11頁。乙2・7頁右段～8頁左段も同様）。

(鎌田)「仮に盗掘されたものがそのまま焼かれて日本に持ってこられるということになると、あるいは盗掘じゃなくても混じった物が日本に行くことになると、フィリピンにも遺族の人たちいるわけですよ。そこの感覚が欠落しているのではないかと、足りないのではないかと。」

(倉田)「そうですね。確かにフィリピンの人たちに対する配慮というのは、そういう面から見ればかなり低いかもしれません。ただそれを気にしてしまうと、もう遺骨収集は出来ませんよ。はい。実際問題として。今、仮に我々がこうやってNHKさんにも叱られるし、もうやめましょうと言って止めたら、来年から、フィリピンから遺骨帰ってこないですよ。」

このように、倉田氏は、鎌田のフィリピン人への配慮が欠落しているという指摘に対して、フィリピン人への配慮がかなり低いことを認めただうえで、混入することを気にしていたらフィリピンで遺骨収集はできないという、いわば開き直りとも言える態度で反論するものであって、上記の倉田氏の発言がフィリピン人の骨の混入を容認するものであることは明らかである。

この点につき、原告は、倉田氏の上記発言は「可能性が0%でない以上は、フィリピン人への配慮が足りないと言われれば、そうかもしれないと同意した」ものであり、また、逆に混入の可能性を0%にすることのみに捉われていると、事実上、旧日本兵の遺骨を持ち帰ることができなくなる旨を追加説明したと述べるが（原告第1準備書面13頁）、それは要するに、倉田氏はフィリピン人の骨が混入する可能性を認めただうえで、フィリピン人への配慮が足りないことを自認していたことと同旨であって、倉田氏がフィリピン人の骨の混入を容認していることに変わりはない。

(イ) 倉田氏は、本件番組のインタビューにおいて、被告の職員で番組のディレクターである内山の質問に対して次のように答えている（乙1・11頁。乙2・18頁右段～19頁左段も同様）。

(内山)「この体制組んだときに、こういうことが起こることは当然想定なさっていると考えていいんですか？」

(倉田)「はい。そこは確信犯です。」

内山の上記質問は、日本兵以外の骨が持ち帰られるという事態が起こることを当然わかって活動しているのではないかというやり取りの中でな

されたものであり、「こういうこと」とは「フィリピン人の骨が混入すること」を意味している。これに対して、倉田氏が「確信犯です」と答えたということは、原告が収集した遺骨の中にフィリピン人の骨が混入することを容認していることにほかならない。

この点につき、原告は、「確信犯」という言葉は「新体制に対する批判が持ち上がってくること」について確信犯であるという意味であると弁解するが、上記発言の前後のインタビューの中で原告の新体制に対する批判についての話は全くなされておらず、「確信犯」という言葉が原告の主張するような意味で用いられたものではないことは明らかである。

イ 産経新聞インタビューにおける発言

倉田氏は、2010年10月7日産経新聞に掲載されたインタビューにおいて、「結果として『まったくフィリピン人の骨が混じっていないのか?』と問われれば否定はできない。現状で完璧を求めるのは無理だ。むしろ、それを恐れて大多数の日本兵の遺骨が帰らなくてもいいのか?と問いかけたい」と発言している(乙3)。

このように、本件番組の放送直後に掲載されたインタビューにおいても、本件番組におけるインタビューと同様に、倉田氏は、フィリピン人の骨の混入を容認する発言をしている。

(2) 原告が遺骨判別の根拠とする宣誓供述書はずさんに作成されている

原告は、発見された遺骨が日本人のものであると判断する根拠については、遺骨が日本人である旨の遺骨発見者(またはその代理人)による宣誓供述書であるとする(乙1・4頁)。しかし、以下述べるとおり、遺骨発見者以外の

者が、遺骨の発見場所・状況や日本人の遺骨であると考えられる理由を遺骨発見者に確認することなく宣誓供述書を作成していることが取材によって確認されている。また、宣誓供述書には、遺骨の発見場所・状況や日本人の遺骨であることの根拠に関する記載がほとんど見受けられない。

たとえ原告の主張するとおり、宣誓供述書がフィリピン国内法に基づいて作成された文書であったとしても、宣誓供述書に日本人の遺骨であることの根拠等が記載されていなければ、宣誓供述書をもってその遺骨が日本人の遺骨であると判断することの根拠になりえないことは明らかである。

ア 遺骨発見者ではない者が、遺骨の発見場所・状況や遺骨が日本兵のものであると考えられる理由を遺骨発見者に確認することなく、宣誓供述書を作成している

以下のアバタン村男性の証言及びアバタン村村長の証言から明らかなおと、アバタン村村長は、アバタン村男性に対して遺骨の発見場所・状況及び日本人の遺骨であると考えられる理由を確認することなく、宣誓供述書を代理して作成している。

(ア) アバタン村男性の証言

アバタン村男性は、本件番組の取材インタビューにおいて、「『宣誓供述書』なんて書いていません。書いたのは村長です。」「でも骨を山で見つけたのか洞くつで見つけたのかなど詳しいことは村長に説明していませんけど」と述べ（乙1・5頁）、アバタン村村長に対して遺骨の発見場所・状況を伝えていないにもかかわらず、アバタン村村長が、アバタン村男性の発見した遺骨が日本人のものである旨の宣誓供述書を作成した旨証言している。

(イ) アバタン村村長の証言

アバタン村村長は、本件番組のインタビューにおいて、「確かに宣誓供述書に『日本人の骨だ』と書いたのは私です」「宣誓供述書といたってその骨がどこの何の骨なのか私には確認しようがない」「私にはそれをチェックすることなんて無理だ」と述べ（乙1・5頁）、遺骨発見者に対して日本人の遺骨であることの根拠等を確認することなく宣誓供述書を作成した旨証言している。

イ 宣誓供述書に、遺骨の発見場所・状況や日本人の遺骨であると考えられる理由がほとんど記載されていない

宣誓供述書は、原告において遺骨が日本兵のものであると判断する根拠なのであるから、発見場所を明記するほか、遺骨発見者が日本人の遺骨であると判断した理由についても詳細に記載されていてしかるべきものである。

ところが、アバタン村村長により作成された宣誓供述書には、遺骨の発見場所について曖昧にしか記載されていないうえに、遺骨発見者が日本人の遺骨であると考えた理由についても記載がないか、あるいは、何がしか記載されていたとしても曖昧な記載に留まっている（乙4の1～3。なお、各宣誓供述書には日本語訳を添付している。）。

すなわち、遺骨の発見場所について、乙4の1ないし3の宣誓供述書は、それぞれ「Sitio Buldiの浅い洞窟」「Sitio Napuklihan」「Sitio Hingyon」と記載されているが、「Sitio」というのは「集落」を意味するフィリピン語であり、この程度の記載で遺骨の発見場所を具体的に特定することはできない。

そして、日本人の遺骨であると考えた理由については、乙4の1の宣誓供

述書には全く記載されておらず、乙4の2の宣誓供述書では「ここ Abatan では、多くの日本兵がやってきて死亡した」と記載され、乙4の3の宣誓供述書では「この集落の高齢者は、日本兵がこの場所で散り散りになって、その一部が飢えと病から死亡したことを記憶している」という程度にしか記載されていないが、この程度の根拠により、発見された遺骨が日本兵のものであると断定することは不可能である。

このように、遺骨の発見場所及び日本人の遺骨であると遺骨発見者が判断した理由が不明確にしか記載されていない宣誓供述書が、日本人の遺骨であると判断することの根拠となりえないことは明らかである。

(3) 原告が収集した遺骨が日本人の骨かどうかという点に関する専門家による鑑定が全く行われていない

原告が原告第1準備書面3頁において自認するとおり、原告の行う遺骨収集過程において、日本人の遺骨かどうかという点に関する鑑定は全く行われていない。また、フィルム氏は、本件番組のインタビューで、「私は、『これが日本人の骨だ』と言った事はありません」「人間の骨を肉眼で見てもどこの国の人間か分かるはずがありません。」「無理です。無理。」「鑑定はしていません」と述べ(乙1・8～9頁)、遺骨が日本人のものであるかどうかの判断を行っていない旨明確に証言している。

フィルム氏が「全ては宣誓供述書が根拠です」と述べるとおり(乙1・9頁)、収集された遺骨が日本人のものであるという判断の根拠となるものは、遺骨発見者の宣誓供述書に帰着するところ、宣誓供述書の作成方法がずさんで、日本人の遺骨であることの根拠となりえないことについては上記(2)のとおりである。

なお、原告は、遺骨が日本人のものであるかどうかに関する鑑定は、従来

からフィリピンにおいては行われていないと主張するが（原告第1準備書面11頁）、明らかに事実と反する。数年前までは、フィリピンの遺骨収集事業においては、フィルム氏ではなく、フィリピン大学の考古学者フランシスコ・ダタール教授が、厚生労働省の遺骨収集団に同行し、鑑定人として、収集された骨が日本人のものであるかどうかについて専門家としての鑑定を行っていた（乙5）。ダタール教授は、実際に遺骨の発掘現場に赴き、遺留品、歯の治療痕、骨格等を手掛かりに、日本人のものである可能性が高いと判断される場合に限って、遺骨を日本人のものであると判断していた。信憑性の極めて低い宣誓供述書に頼る現在の手法が、ダタール教授の鑑定に比べて正確性の点で大いに後退し、日本人の遺骨であることを担保するものとはなっていないことは明白である。

（4） 原告が遺骨収集に関与するようになった平成21年以降、遺骨収集数が激増するとともに、日本政府が記録上把握している戦没者数と相違する事態が生じている

原告は、平成21年以降、日本政府から委託を受けて遺骨収集を行っているところ、原告が受託する前の平成18年度のフィリピン国内における遺骨収集数は45体であったものが、平成21年度には7740体にまで激増している（乙6）。これを、フィリピンのミンドロ島についてみると、同じく、原告が受託する前の平成20年度には遺骨収集数が0体であったものが、平成21年度には1366体にまで激増している（乙1・4頁）。しかしながら、日本政府が戦史や生還者の証言をもとにまとめた資料によると、ミンドロ島における戦没者は438人と推定されており（乙7）、遺骨収集数と日本政府が記録上把握している戦没者数とが大きく相違している。この点から、ミンドロ島で収集された遺骨の大半は日本兵のものではないと考えるのが合理的である。

- (5) フィリピン人が、日本人の遺骨と偽って、盗んだフィリピン人の骨を原告に提供したことを強く窺わせる事例が、フィリピン国内で多数発生している

以下のとおり、フィリピン人が、日本人の遺骨と偽って、盗んだフィリピン人の骨を原告に提供したことを強く窺わせる事例が、フィリピン国内で多数発生している。

- ア 盗まれたフィリピン人の骨が日本人の骨として原告に提供されていることに関する複数の公的文書が存在する

以下のとおり、オリエンタルミンドロ州及びワンワン村においてフィリピン人の骨が盗まれるという事件が発生し、盗まれたフィリピン人の骨が日本人の骨として原告に提供されているという内容の、複数のフィリピンの公的文書が存在する。

- ① N I C Pオリエンタルミンドロ州支部法務官からフィリピン国立博物館文化財局長への書簡

フィリピンのオリエンタルミンドロ州において、埋葬地からフィリピン先住民の遺骨が大量に盗まれるという事件が発生したため、2010年9月24日、NCIP (National Commission on Indigeneous Peoples (国家先住民委員会) の略称。なお、NCIPは、フィリピン大統領府直属の政府機関である。)オリエンタルミンドロ州支部法務官であるランディ・S・バカニ弁護士が、フィリピン国立博物館文化財局長アンヘル・パウティスタ氏に対して、対応を求める旨の書簡を送っている(乙8)。

上記書簡には、オリエンタルミンドロ州のマンサライ・ブララカオにおいて遺骨を盗もうとした先住民らが逮捕されたこと、原告が1袋（6人分）の遺骨を6000ペソで購入するなど、遺骨発見に対して金銭的な報酬があるために、先住民が金銭目的で祖先の遺骨を盗んで原告に提供しており、原告が収集する遺骨はもはや日本人のものではないこと等が記載されている。

② オリエンタルミンドロ州支部法務官からNCIP第4地方区支部バシグ市担当官への書簡

フィリピンのオリエンタルミンドロ州において、埋葬地からフィリピン先住民の遺骨が大量に盗まれるという事件が発生したため、2010年11月11日、NCIPオリエンタルミンドロ州支部法務官であるランディ・S・バカニ弁護士が、NCIP第4地方区（地方区とは、いくつかの州をまとめた地方を表す。）支部バシグ市担当官であるテレーズ・A・キマヨン氏に対して、上記事件を報告する書簡を送っている（乙9）。

上記書簡には、オリエンタルミンドロ州において大量の遺骨の盗難が発生していること、及び、原告がフィリピンにおいて日本兵の遺骨収集を行っているが、遺骨発見に対して金銭的な報酬があるために、先住民が金銭目的で祖先の遺骨を盗んで原告に提供しており、原告が収集する遺骨はもはや日本人のものではないこと等が記載されている。

③ ワンワン村バランガイ長及び評議員から日本大使館への書簡

ワンワン村周辺地域において村人の遺骨の紛失が発生していることについて、2010年5月1日、ワンワン村のバランガイ（フィリピン語で「地区」を意味する。）の長及び評議員から、日本大使館に対して、書簡が送ら

れている（乙10）。

上記書簡には、ワンワン村周辺地域において、ある団体が、日本人の遺骨を直接購入しているため、ワンワン村の住民が売るための遺骨を探し、村人の骨を売るという行為に及んでいると推測される旨が記載されている。

イ 複数のメディアが、フィリピン人が原告に骨を売却しているという内容の記事を掲載している

以下のとおり、週刊文春及び読売新聞は、フィリピンにおける遺骨収集事業に関して、フィリピン人が原告に骨を売却しているという内容の記事を掲載している。

① 週刊文春の記事

週刊文春は、複数のフィリピン人が原告に対して骨を売却したと証言したこと等を内容とする「フィリピン人の骨が千鳥ヶ淵に埋められる!？」（2010年3月18日号48頁以下）と題する記事を掲載している（乙11）。

② 読売新聞の記事

読売新聞は、複数のフィリピン人が日本のNPOに対して骨を売却したと証言したこと等を内容とする記事を、2010年10月6日付朝刊6頁に掲載している（乙12）。

同記事においては「日本の非営利組織（NPO）」と記載しているが、厚生労働省がフィリピンで遺骨収集を当時委託しているNPOは原告以外にない。同記事は、原告の遺骨収集事業に関して「日本兵遺骨に混入疑惑」と

題して、被告が報じたのと同様の疑惑を報じている。

(6) 骨の鑑定に専門家日本兵以外の骨の混入の可能性を指摘している

骨の鑑定を専門とする東京歯科大学の橋本正次教授は、被告が本件番組に先だて、本件番組の紹介番組として制作・放送した「ゆうどきネットワーク」(平成22年10月1日放送)において、原告が収集した遺骨の映像を分析して、原告が収集した遺骨の中には、女性の骨の特徴である眉間に隆起がないものや、老人の骨の特徴である脊椎骨がつながった状態のものが混在していると指摘している(乙13)。

これらの女性や老人の遺骨が、フィリピンで戦死した日本兵の遺骨である可能性はないから、原告の収集した遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入していることが疑われる。

(7) 結語

上記(1)ないし(6)の事実からは、被告が本件番組で報道した「原告がフィリピンで収集した日本人兵士の遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入している疑い」があることは真実である。

仮に、「原告がフィリピンで収集した日本人兵士の遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入している」ことを摘示したと判断される場合であっても、真実と認められるか、少なくとも真実と認めるに足りる相当の理由があると言えるものである。

2 原告が主張する名誉毀損事実に対する反論

上記1で述べたように、被告が本件番組において摘示した内容が、真実性を有していることは明らかであるが、原告第1準備書面第4（5頁～14頁）についても、念のため反論する。

(1) 第4の1「名誉毀損の事実の摘示」について

原告は、被告が本件番組報道において、

(ア) 原告が行う、戦没者遺骨収集事業は、ずさんで、いい加減なものである、

(イ) 原告の行う、戦没者遺骨収集事業によって、フィリピン人の遺骨（盗難されたもの）が、大量に日本兵の遺骨として、日本に送還されている、

(ウ) 原告が行う、戦没者遺骨収集事業では、「労賃」という名目で、遺骨と引き換えに（1体あたり500ペソ換算で）金を渡しており、フィリピンにおいてポーンビジネス化している、

(エ) 原告は、自らの事業において、フィリピン人の遺骨が混じることを容認している、

という誤認を与えたと主張する。しかしながら、以下述べるとおおり、これらはすべて当を得ないものである。

ア (ア) について

上記1(2)で述べたとおり、遺骨発見者の宣誓供述書の作成方法はいい加減と評されてもやむを得ないものであり、また、上記1(3)で述べたとおり、原告が収集した遺骨について、これが日本人のものであるかという点に関する専門家の鑑定は全く行われていないから、原告が行う戦没者遺骨収集事業の実態がずさんなものであることは明らかである。

イ (イ) について

被告は、原告がフィリピンで収集した遺骨の中にフィリピン人の骨が含まれていることについての疑いを摘示したものであるが、それが真実性を有することについては上記1のとおりである。

ウ (ウ) について

上記1(5)で述べたとおり、原告は、遺骨を発見したフィリピン人に対して、発見した遺骨の数に応じて金銭を支払うという遺骨収集方法を採用していることは明らかな事実である。なお、被告は、本件番組において、フィリピンにおける遺骨収集が“ポーンビジネス”化しているなどとは述べていない。

エ (エ) について

上記1(1)で述べたとおり、原告事務局長倉田氏自身が、フィリピン人の骨が混入することを容認する発言を複数回行っているから、原告がフィリピン人の遺骨が混入することを容認していることは明らかである。

(2) 別紙表「01 導入/タイトル」について

ア 映像とナレーションとの間に不一致はない

本件番組冒頭では、被告が独自に入手した、原告関係者が遺骨を焼骨している映像と同時に、「日本政府が推し進める戦没者の遺骨収集事業」「しかし、

この中に、フィリピン人の遺骨が大量に含まれているという疑惑が、今、持ち上がっている。」というナレーションが流れている（乙1・1頁、甲4）。

「この中」とは「日本政府の遺骨収集事業により収集された遺骨の中」という意味であることは、上記映像及びナレーションから容易に理解できる。

原告は日本政府から全面委託を受けてフィリピンで遺骨収集を行っており、原告の行う遺骨収集活動は日本政府の行う遺骨収集活動の一部をなすものであるから、原告関係者が遺骨を焼骨している映像は、すなわち日本政府が行う遺骨収集事業の映像である。よって、上記映像と、「日本政府の遺骨収集事業により収集された遺骨の中に、フィリピン人の遺骨が大量に含まれているという疑惑が持ち上がっている。」という趣旨のナレーションとの間に何ら不一致はない。

イ 冒頭の映像は誇大演出ではない

番組全体から明らかなとおり、本件番組の趣旨は「原告が関与するようになった以降に日本政府の遺骨収集事業により収集された遺骨の中に、フィリピン人の遺骨が混入している疑いがある」ということである。原告がこれまでに収集した遺骨の数が、千鳥ヶ淵に納骨されている全遺骨の数と比べてどの程度の量かということは、上記番組の趣旨と関係がないから、冒頭の映像は誇大演出でも何でも無い。

ウ 「闇」という表現は誇大表現ではない

上記1で述べたとおり、原告がフィリピンで収集した遺骨の中に、フィリピン人の骨が混入している疑いがあることは事実であるから、そのような疑惑を本件番組では「闇」と表現している。疑惑を「闇」という言葉で表現す

ることは一般的にみてありふれたことであり、誇大表現ではない。

(3) 別紙表「02 アバタン村民男性①」について

ア アバタン村男性の発言の翻訳は正確である

本件番組内で放送されているとおり、アバタン村男性は、被告の行ったインタビューに対して、

「『全てが日本人のものかどうか分からない』と伝えましたが、(被告代理人注：原告は)何も聞かずに『1, 2, 3・・・』と骨の数を数え始めたのです。そして、『48体』という結果が出て、一つもはじかれませんでした。つまり、『すべて日本人の骨』ということになったんです。」

と述べている(乙1・3頁)。

上記は、アバタン村男性がフィリピンの現地語であるトゥワリ語で発言した内容を、被告が本件番組制作にあたって日本語に翻訳したものであるが、上記翻訳は発言の前後の文脈を踏まえたうえで正確になされたものである。

イ 本シーンのナレーションはアバタン村男性へのインタビュー取材に基づくものである

本シーンでは、

①男性は、去年、「空援隊」という日本のグループが「日本兵の遺骨」を集めていることを知った。「遺骨を見つけるとお金をくれる」というのだ。男性はすぐに、骨を探し、空援隊のもとに持っていった。骨を見つけたのは山奥の洞窟。「日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されている」と祖父から聞かされていた。

②男性は、「労賃」という名目で遺骨一体あたり500ペソ、計24000ペソを手に入れた。

③空援隊から受け取ったのは、日本円にしておよそ5万円。年収の半分に相当する大金だった。

というナレーションがなされている(乙1・3頁)。

上記①の点に関しては、アバタン村男性が被告のインタビュー取材に対して述べた事実に基づくものである。なお、原告提出のアバタン村男性の陳述書(甲2)においても、アバタン村男性はインタビューに対して「私の先祖は、フィリピン人の骨が混じっているかどうかは知らない」とコメントしたと記載されている(和訳3頁14行目)。すなわち、このアバタン村男性が、遺骨がすべて日本兵のものであるという認識なしに遺骨を提出したことは明らかである。

上記②も、アバタン村男性が被告のインタビュー取材に対して述べた事実に基づくものである。このことは、本件番組内のアバタン村男性のインタビューシーンで、アバタン村男性が労賃の額を尋ねられて、紙に「24000」と書いていることから明らかである(なお、アバタン村男性の陳述書(甲2)においても、和訳3頁下から10行目に、「村長が私にくれたのは(彼は24000ペソと書く)」との記載がある。)。また、遺骨が売買されていることは複数のフィリピンの公的文書(乙8~10)にも記載されており、複数のフィリピン人が被告以外のメディアに対して証言している(乙11、12)。

上記③に関しては、被告の調査の結果、24000ペソはアバタン村周辺住民の平均年収の約半分に相当することが判明した。そこで、「24000ペソはアバタン村周辺住民の一般的な年収の半分に相当する大金である」という趣旨で上記ナレーションをしたのであり、上記ナレーションに何ら不適切な点はない。

(4) 別紙表「03 新方式の紹介」について

上記1(5)で述べたように、原告が、遺骨を発見したフィリピン人に対して、発見した遺骨の数に応じて金銭を支払うという遺骨収集方法を採用していることは明らかな事実である。これまで、フィリピンにおいて、遺骨収集に従事した住民に対して日当という形で労賃が支払われることはあっても、遺骨1体あたりという形で金銭を支払うという遺骨収集方式が取られたことはなかった。よって、「空援隊はそれまでとは全く違う収集方法を取り入れました」という本件番組のナレーションは事実即したものである。

また、原告は「労賃」という言葉を用いて遺骨発見者に対して金銭を支払っているため、被告は本件番組内において、「労賃という名目」「労賃という形」という表現をしたものである。上記表現は事実と合致したものであって、何ら虚偽ではない。

(5) 別紙表「04 ワンワン村での会合」について

ワンワン村における1日目及び2日目の集会はいずれも原告の参加のもと行われ、結果的にいずれの集会においてもワンワン村住民と原告との間で話し合いが行われたことは事実であり、原告もこれを認めている。だとすると、「2日に渡って行われた空援隊と住民との話し合い」という本件番組のナレーションは事実と合致したものである。

また、2日目の集会において、ワンワン村住民からは、「骨を遺族に無断で勝手に持ち出すのは犯罪です。この問題を解決すべきだ。」という質問を初めとして、多数の原告を非難する趣旨の質問が挙げたことはまぎれもない事実であり、「村の住民からは、『盗まれた遺骨が空援隊に渡っている』という非難の声が相次いだ」という本件番組のナレーションは事実と合致したものである。ま

た、盗まれた遺骨が原告にわたっていることは複数のフィリピンの公的文書(乙8、9)にも記載されているし、複数のフィリピン人が被告以外のメディアに証言している(乙11、12)。

そして、亀井氏が集会に同席していようがまいが、ワンワン村住民から原告に対する非難の声相次いだという事実が変わりはないから、亀井氏が本シーンに現れていないことに何ら不適切な点はない。

(6) 別紙表「05 アバタン村民男性②」について

アバタン村男性は、被告の行ったインタビューに対して、

「『宣誓供述書』なんて書いていません。書いたのは村長です」

「でも骨を山で見つけたのか洞窟で見つけたのかなど詳しいことは村長に説明していませんけど」

「(被告代理人注:『じゃあ見つけた場所は言っていないのですか』という質問に対して) 言ってません」

と述べている(乙1・5頁)。

上記も、アバタン村男性がトゥワリ語で発言した内容を被告が本件番組制作にあたって日本語に翻訳したものであるが、上記翻訳は発言の前後の文脈を踏まえたうえで正確になされたものである。

(7) 別紙表「06 アバタン村長」について

ア アバタン村村長の発言の翻訳は正確である

アバタン村村長は、被告の行ったインタビューに対して、

「確かに宣誓供述書に『日本人の骨だ』と書いたのは私です」

「宣誓供述書といたってその骨がどこの何の骨なのか一私には確認し
ようがない」

「私にはそれをチェックすることなんて無理だ」

「(被告代理人注：『それでは供述書は意味がまったくないじゃないです
か』という質問に対して) だって怒られるんだよ。みんな遠いところから大
変な思いをして骨を持って来るんだから供述書を書かないといたら、私が
怒られるよ」

と述べている(乙1・6頁)。

上記供述は、アバタン村村長がトゥワリ語で発言した内容を被告が本件番
組制作にあたって日本語に翻訳したものであるが、上記翻訳は発言の前後の
文脈を踏まえたうえで正確になされたものである。

なお、原告提出の甲3においても、同村長は「それ(被告代理人注：骨が
日本人のものであること)が真実かどうか私にはチェック出来ない」(和訳下
から12行目)、「遠くから骨を回収してきた人々は怒るだろう、もし私が証
明しなかったとしたら。」(和訳下から3行目)と述べており、本件番組中の
テロップと大差ない。

イ 本シーンのナレーションはアバタン村村長への取材に基づくものである

「村長が書いた宣誓供述書を手した。遺骨の発見状況などを確認するこ
ともなく、これまでに2000体以上の遺骨を日本人の遺骨として提出した
という。」という本件番組のナレーションのうち、「2000体以上」という
数字は、アバタン村村長への取材に基づくものである。

原告がアバタン村で収集した正確な遺骨数は被告には確認ができないが、
被告は、遺骨の収集に関与しているアバタン村村長の証言は信用性が高いと
考え、アバタン村村長の証言をそのまま伝えたものである。加えて、被告は

上記のとおりアバタン村村長からの伝聞であることが分かるようなナレーションにしているのだから、何の問題もない。

(8) 別紙表「07 フィルメ学芸員」について

ア 本シーンにおける「彼の仕事は、集まった遺骨の数を数えることが中心だという。」というナレーションは事実合致している

原告の訴状においても「フィルメ学芸員が行っている『個体数識別』は、…最終的な遺骨個体数を査定しているもので」と記載されているとおり、フィルメ氏の行う「個体数識別」とは、収集された遺骨の個体数を算定することである。

被告は、本シーンにおいて、「彼（被告代理人注：フィルメ氏のこと）の仕事は、集まった遺骨の数を数えることが中心だという。」というナレーションをしたが、上記のとおり「個体数識別」が収集された遺骨の個体数を算定することであるから、上記ナレーションは事実合致している。

イ 本シーンにおける「そして、遺骨の鑑定を引き受けているという人物を直撃した。国立博物館学芸員のアーネスト・フィルメ氏。」というナレーションに原告の指摘するような問題はない

被告は、本シーンにおいて、「そして、遺骨の鑑定を引き受けているという人物を直撃した。国立博物館学芸員のアーネスト・フィルメ氏。」というナレーションをしている（乙1・8頁下から8行目）。

本シーンの一つ前のシーンにおいて、ミンドロ島における遺骨収集の責任者を務める原告のスタッフが、「最後に専門家が鑑定して証明するんだよ。遺

留品なんかが出ればおれでもわかるけど専門家が死亡した年などきちんと調べているんだ」と証言しているところ（乙1・8頁下から13行目）、上記ナレーション中の「鑑定」という言葉は、原告スタッフの上記証言を受けて用いたものである（上記ナレーションで「遺骨の鑑定を引き受けている“という”人物」という表現をしているのは、そのためである。）。

また、原告自身も、自らのホームページ上において、フィルム氏の業務を「御遺骨の鑑定」と表記し、「鑑定」という言葉を用いている（乙14）。

したがって、上記ナレーションに原告の指摘するような問題はない。

（9）別紙表「08 まとめ／結論」について

ア 「いい加減な宣誓供述書」というナレーションは事実合致している

上記1（2）アで述べたとおり、フィリピンでは、遺骨発見者以外の者が、遺骨の発見場所・状況や遺骨が日本兵のものと考えられる理由を遺骨発見者に確認することなく、宣誓供述書を作成するという場合がある。被告が本件番組で問題としているのは、遺骨発見者以外の者が宣誓供述書を作成していることではなく（そのようなケースが存在することは被告も承知している。）、遺骨発掘者以外の者が、遺骨発見者に必要な事項を確認しないままに宣誓供述書を作成しており、適正な手続を欠いているということである。

また、上記1（2）イで述べたとおり、宣誓供述書に、遺骨の発見場所・状況及び遺骨が日本兵のものであると遺骨発見者が判断した理由が不明確にしか記載されていない。宣誓供述書をもって日本人の遺骨であることの根拠とするのであれば、事後に日本人の遺骨であるかどうかを検証できるよう、遺骨の発見場所及び遺骨発見者が日本兵の遺骨であると判断した理由が明確に記載されている必要がある。宣誓供述書が正規の法律文書であり、公正

証書化されているとしても、上記の記載を欠く宣誓供述書が日本人の遺骨であることの根拠たりえないのは当然である。

このように宣誓供述書の作成方法は「ずさん」であり、「いい加減な宣誓供述書」という本シーンのナレーションは事実に合致している。

イ 「形ばかりの鑑定」というナレーションは事実に合致している

上記1(3)で述べたとおり、原告が収集した遺骨について、日本人の骨かどうかという点に関する専門家による鑑定は全く行われていない。

現に、数年前までは、フィリピン大学の考古学者フランシスコ・ダタール教授が、遺留品等を手掛かりに、遺骨が日本人のものであるかどうかの鑑定を行っていた(乙5)。原告も認めるとおり、現在は日本人の遺骨であることの専門家による判断は全く行われておらず、フィルム氏による「個体数識別」が、ダタール教授の鑑定に比べて正確性の点で大いに後退していることは明白であり、「形ばかりの鑑定」という本シーンのナレーションは事実に合致している。

ウ 「厳正であるべき遺骨収集のずさんな実態」というナレーションは事実に合致している

上記ア及びイで述べたとおり、原告が「いい加減な宣誓供述書」を根拠とし、また、形ばかりの鑑定しか行われていないため、原告の行う遺骨収集作業を「ずさん」と表現したのであり、「厳正であるべき遺骨収集のずさんな実態」という本シーンのナレーションは事実に合致している。

エ 鎌田のコメントはキャスターとしての見解を述べたものであり、事実摘示

ではない

上記第1の1で述べたとおり、「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑。もはやそれは疑いようのない事実であると私には思えました。」という本シーンにおける鎌田のコメントは、鎌田がこれから倉田氏にインタビューするにあたっての独白であり、これにより、本件番組において摘示された事実が「フィリピン人の遺骨が混入していること」に替わるものではないし、鎌田自身が混入の事実を摘示したものでもない。

(10) 別紙表「09 原告インタビュー及び厚生労働省での鎌田発言」について

ア 鎌田の質問に対する倉田氏の発言について

倉田氏は、本件番組の取材インタビューにおいて、鎌田の「仮に盗掘されたものがそのまま焼かれて日本に持ってこられるということになると、あるいは盗掘じゃなくても混じった物が日本に行くことになると、フィリピンにも遺族の人たちがいるわけですよ。そこに感覚が欠落しているのではないかと、足りないのではないかと。」という質問に対して、

「そうですね。確かにフィリピンの人たちに対する配慮というのは、そういう面から見ればかなり低いかもしれません。ただそれを気にしてしまうと、もう遺骨収集は出来ませんよ。はい。実際問題として。今、仮に我々がこうやってNHKさんにも叱られるし、もうやめましようと言って止めたら、来年から、フィリピンから遺骨帰ってこないですよ。」と発言している。

上記1(1)ア(ア)で述べたとおり、倉田氏は、鎌田のフィリピン人への配慮が欠落しているという指摘に対して、フィリピン人への配慮がかなり低いことを認めたとうえで、混入することを気にしていたらフィリピンで遺骨

収集はできないと、いわば開き直りとも言える態度で反論するものであって、上記の倉田氏の発言がフィリピン人の骨の混入を容認するものであることは明らかである。

イ 内山の質問に対する倉田氏の発言について

また、倉田氏は、内山の、「この体制組んだときに、こういうことが起こることは当然想定なさっていると考えていいんですか？」という質問に対して、「はい。そこは確信犯です。」と発言している。

上記1（1）ア（イ）で述べたとおり、内山の上記質問は、日本兵以外の骨が持ち帰られるという事態が起こることを当然わかって活動しているのではないかというやり取りの中でなされたものであり（乙2・18頁右段～19頁左段参照）、「こういうこと」とは「フィリピン人の骨が混入すること」を意味している。これに対して、倉田氏が「確信犯です」と答えたということは、原告が収集した遺骨の中にフィリピン人の骨が混入することを容認していることにほかならない。

この点につき、原告は、「確信犯」という言葉は「新体制に対する批判が持ち上がってくること」について確信犯であるという意味であると弁解するが、上記発言の前後のインタビューの中で原告の新体制に対する批判についての話は全くなされておらず、「確信犯」という言葉が原告の主張するような意味で用いられたものではないことは明らかである。

ウ 鎌田の厚生労働省での発言は事実と合致したものである

上記ア及びイで述べたとおり、倉田氏は、被告のインタビューにおいて、原告が収集した遺骨の中にフィリピン人の骨が混入することを容認する発言

をしている。したがって、鎌田の、厚生労働省における、「日本兵以外の骨が混じってもある程度仕方がないと。つまり遺骨が日本に戻ってくることを優先するわけだからその中に混じっても仕方がないという風なおっしゃり方をするんですよ。」という発言は事実に合致したものである。

第4 原告理事長小西理氏の陳述書（甲5）の誤りについて

原告理事長小西理氏（以下「小西氏」という）の陳述書は、虚偽を多分に含んでおり、信用性は全くないが、以下念のため誤りを指摘する。

まず、訴外村山■■■■氏（陳述書では「ユキ村山氏」と記載されている。以下「村山氏」という）が、アバタン村男性らに対して、脅迫行為を行ったという事実は一切ない。正確な経緯は、本件番組放送後、アバタン村男性から、村山氏に対して、「原告が自分を探していると聞いた。危害を加えられるかもしれないから、家族を避難させたい。」という相談があったため、村山氏が、アバタン村男性に対して、原告からの危害を避けるためのアドバイスをいくつか行ったというものである。

そして、内山及び村山氏が、「空援隊現地スタッフ自宅周辺等に出没し、本件裁判に使用する目的の証拠集めらしき行為を金銭と強要によって行っている」などという事実も一切存在しない。

これらの小西氏の陳述は、何らの証拠に基づかないもので、虚偽である。

第5 結語

上記のとおり、被告が本件番組において摘示した「原告がフィリピンで収集した日本人兵士の遺骨の中には、フィリピン人の遺骨が混入している疑いがある」という事実は真実性を有する。そして、答弁書20頁以下で述べたとおり、

本件番組は公共の利害に関する事実に係るものであり（この点については、原告も原告第1準備書面2頁において認めている。）、被告が本件番組を報道した目的はもっぱら公益を図ったものである。よって、違法性阻却事由に該当するから、本件番組について不法行為は成立しない。

また、放送法4条1項に基づく訂正放送の主張も判例の解釈を誤っており失当である。

以 上